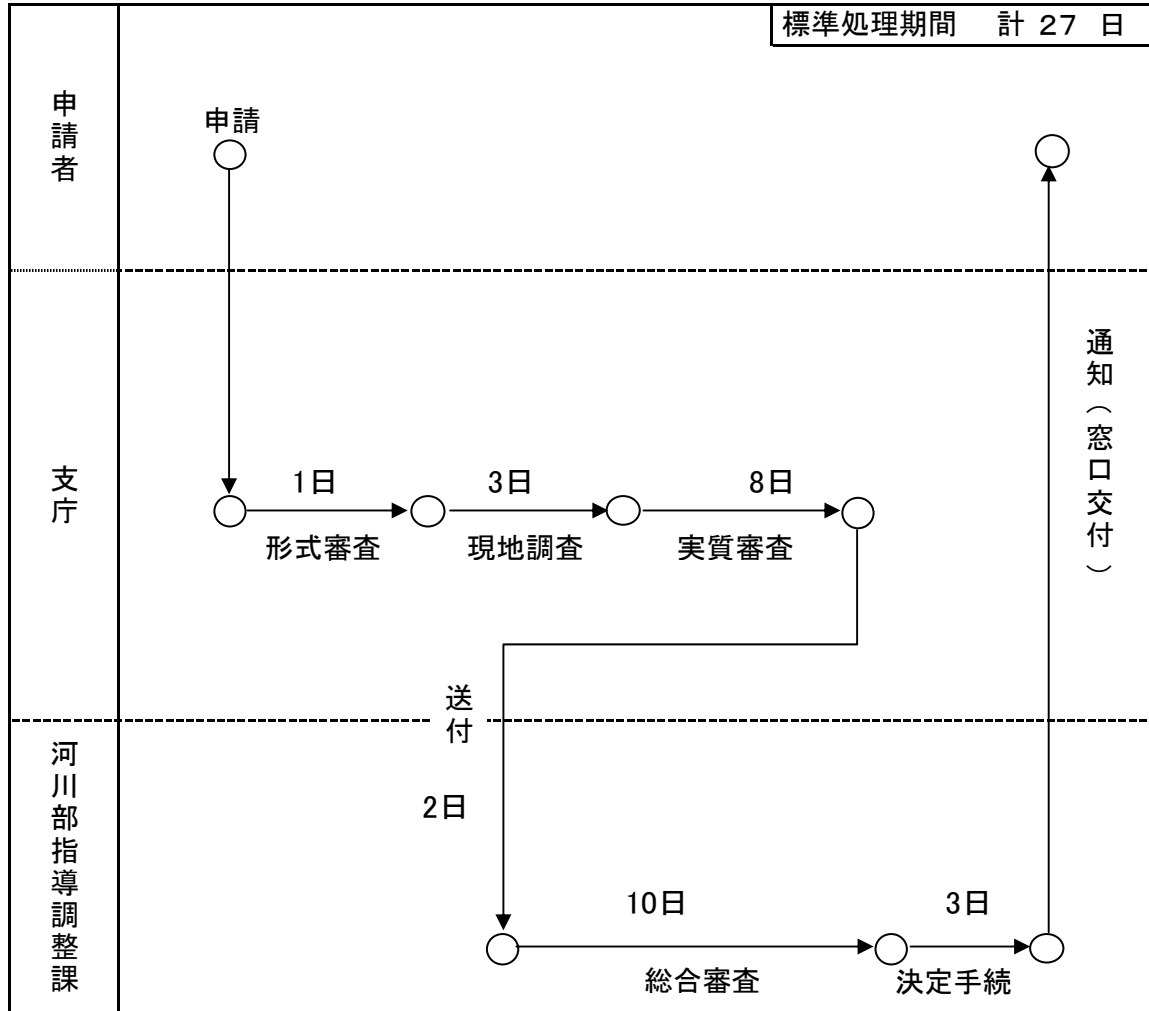


事務処理フロー図

事務名 一般公共海岸における行為の許可
《事務処理フロー図》

作成部署 建設局河川部指導調整課 占用係 電話41-445
《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかどうか審査します。
2	現地調査	該当箇所について現地調査を行い、申請書に記載されている海岸の現況について確認します。
3	実質審査	申請内容について基準を満たしているかどうかを審査します。
4	送付	経由機関としての支庁の審査が終了した申請書を処理機関である河川部指導調整課へ送付します。
5	総合審査	関係各課に意見照会し、整備工事等との整合性を図り、審査基準等に照らし合わせ総合的に審査します。
6	決定手続	許可の諾否について、河川部長が決定します。
7	通知	申請者に通知します。